

一人でも多くの人を笑顔に 幸せ実感都市 まつやま



松山市の

まちづくり債

募集
(販売)
期間

平成27年

3/11(水) ~ 3/25(水)



マツツヤンマモアード

● ● ● ● あなたの資金は、松山のまちづくりに活かされます ● ● ● ●

発行額 7億円

発行日 平成27年3月31日(火)

期間 5年満期一括償還

償還日 平成32年3月31日(火)

利率 平成27年3月9日(月)決定予定

※取扱金融機関店舗、市役所・各支所、市ホームページなどでお知らせします

購入限度額 1人10万円から500万円まで ※10万円単位

購入対象者 松山市に在住または通勤されている20歳以上の個人
松山市に事業所のある法人

取扱金融機関 伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫の各営業店で

- ※各取扱金融機関の窓口営業時間内
(土・日曜日は除く)
- ※先着順(売切れ次第終了)
- ※金融機関での窓口販売のみとなっております
- ※窓口での受付にある程度時間を要します
- ※お申し込みは、ご本人のみできます

お問い合わせ先

松山市役所 財政課

☎(089)948-6229
※土日、祝日を除く8:30~17:15の間 受付

伊予銀行 営業統括部

☎(089)932-7781

愛媛銀行 お客様サービス部

☎(089)947-1344

愛媛信用金庫 営業統括部

☎(089)946-1217

一人でも多くの人を笑顔に 幸せ実感都市 まつやま

松山市では、「一人でも多くの人を笑顔に」をスローガンに、市民参加による全国に誇れるまちづくりを進めています。そこで今年も、皆さんの貴重な資金をまちづくりに活かすため、住民参加型市場公募地方債として、松山市のまちづくり債を発行します。
10万円から購入できますので、ぜひまちづくりにご協力ください。

◆ 発行条件

- ①正式名称／松山市平成26年度第1回公募公債
- ②発行総額／7億円
- ③対象事業／石手川緑地や松山外環状線道路、デジタル防災行政無線の整備など、合併建設計画に位置付けられている事業を中心に活用する予定
- ④発行日／平成27年3月31日
- ⑤利率／平成27年3月3日における期間5年国債の市場実勢利回りに0.1%程度上乗せる予定です。
3月9日に決定（予定）後、市ホームページに掲載するほか、市役所・各支所、各取扱金融機関でもお知らせします。
- ⑥期間／5年満期一括償還
- ⑦償還日／平成32年3月31日
- ⑧発行価格／額面100円につき100円

◆ 5年満期、利息は年2回

まちづくり債は5年満期です。
利率は確定利率で、年2回（3月31日、9月30日）利息が受け取れます。

お申し込みに必要な書類など

- 取扱金融機関の預金通帳
- 印鑑（通帳の届出印）
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、登記事項証明書など）
- 非課税制度をご利用される方は、確認資料をご用意願います。

● ご購入に際してのご注意事項

- まちづくり債は、松山市が発行する債券ですので、信用力のある安全性の高い債券です。ただし、松山市の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込む場合があります。また、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- 本債券は、発行体である松山市の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 本債券は銀行の預金ではありませんので、預金保険の対象となりません。また、各取扱金融機関でご購入いただく本債券は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 本債券は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することとなります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 中途換金のお申し込みから資金をお受け取りになるまで日数を要します。また、利払日や償還日の直前には換金できない場合があります。
- 法令に定められた条件を満たす場合は、非課税制度をご利用いただけます。
- お申し込み日から発行日までの期間については、お利息がつきません。
- 取扱金融機関の販売額に限りがありますので、売り切れの場合はご容赦ください。
- まちづくり債は、いわゆるクーリングオフの対象にはなりません。したがって、いったん約定が成立したお取り引きは取消や内容の変更ができません。
- お申し込みはご本人のみできます。代理の方のお申し込みはできません。

取扱金融機関（商号等）

株式会社伊予銀行（登録金融機関 四国財務局長（登金）第2号） 加入協会 日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会
株式会社愛媛銀行（登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号） 加入協会 日本証券業協会
愛媛信用金庫（登録金融機関 四国財務局長（登金）第15号）